

2025 商工フェア

出展者募集要項



令和7年 11 月 1 日(土) 午前 10 時～午後 4 時

2 日(日) 午前 10 時～午後 3 時

乙川河川敷殿橋下流右岸

申込締切日 令和7年7月31日(木) 必着

<お問い合わせ・申込み先>

E-mail shoko@city.okazaki.lg.jp

商工フェア実行委員会事務局（岡崎市経済振興部商工労政課内）

〒444-8601 岡崎市十王町二丁目9番地

TEL(0564)23-6210 FAX(0564)23-6213

本催事の基本情報

1 趣旨

市内事業者に販売・展示の場を提供することで、商工業・伝統産業・サービス業の活性化に寄与する機会を提供する。地域産業の振興を推進する『家康印』を主軸に出展者それぞれへの顧客定着を推進することで、本市産業の持続的成長を図る。

2 主催

商工フェア実行委員会

(岡崎市青年経営者団体連絡協議会、株式会社エフエム岡崎、
一般社団法人岡崎青年会議所シニアクラブ、岡崎市)

3 会場

乙川河川敷殿橋下流右岸

4 開催日時

令和7年11月1日(土) 午前10時～午後4時

2日(日) 午前10時～午後3時

※ 両日とも少雨決行

※ 搬入時間(予定): 10月31日(金) 午後1時～午後5時 及び

11月1日(土) 午前7時30分～午前8時30分

※ 搬出時間(予定): 2日(日) 午後3時30分～午後5時

5 実施内容

- (1) 岡崎の地場産品をはじめ各種物産品、土産品等の即売等を実施する。
- (2) キッチンカー区画を設け、岡崎の食材を使用した岡崎ならではのグルメの販売を実施する。
- (3) 岡崎市民をはじめとした来場者に向けた誘客促進・啓発を目的とした展示・体験ブースを実施する。

出展者募集の要件

6 出展資格

次の各号の全てを満たすこと。

(1) 下記のいずれかに該当があること。

ア 岡崎市地域店舗ファンづくり推進事業「家康印」に登録があること。

イ おかざき応援寄附金パートナー事業者に登録があること。

ウ 岡崎市内に事業所または店舗を有すること。なお、キッチンカーについては、自動車検査証記録事項に使用の本拠の位置として岡崎市内の所在地が記載されていること。

エ 岡崎市内に在住している（申込時に身分証明書の写しを提出）こと。

※ 募集定数を超える応募があった場合は、アからエの順で割り当て、決定します。定数を超えることとなるグループでは、抽選を行い決定します。

(2) 「2025 商工フェア」の趣旨を理解し、出展に意欲のある者であること。

(3) 催事開催期間を通して出展できること。1日のみの出展は認めません。

(4) 申込者が直接出展できる者であること（第三者等への又貸しをしないこと）。

(5) 反社会勢力（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」の定義する暴力団員、暴力団及びその関係団体等をいう）でないこと。

(6) 出展者説明会（10月1日予定）に代表者または担当者が出席できること。

(7) 後述する「出展協賛金」の趣旨に同意し納入できること。ただし、公的機関等、出展協賛金を申し受けない場合を除く。

(8) 「家康公」をはじめ、岡崎の地場産品等と関連した品物・サービスの提供に努めること。

(9) 主催者があらかじめ準備するテントを用いて出展すること（キッチンカー出展者を除く）。

(10) SNS等を活用し、出展者においても「2025 商工フェア」への出展についての情報発信ができること。

(11) 荒天及び自然災害等、ブースの撤去作業を行う危急の際に、2時間以内に撤収ができること。

7 募集区分

出展を希望される方は、以下4区分のいずれかを選択しお申込みください。複数当てはまる場合は、主な商材・内容をもとに選択してください。

(1) 飲食ブース（テント）出展

特設ブース（主催者にてテントを設置）において、来場者が会場内で飲食できる商品または調理行為を伴い食品営業許可（露天営業）等を必要とする飲食物を販売する。

(2) 物販（テント）出展

特設ブース（主催者にてテントを設置）において、持ち帰りを前提とした飲食物、工芸品や製品の即売および、金銭の授受を伴うサービスの提供やワークショップ等の販売活動を行う。

(3) 体験・PR（テント）出展

特設ブース（主催者にてテントを設置）において、自社製品の展示・PRおよび販促物の配布、相談会など、金銭の授受を伴わないサービスの提供を行う。

(4) 飲食ブース（キッチンカー）出展

特設ブース（主催者にて位置を指定）において、来場者が会場内で飲食できる商品または調理行為を伴い食品営業許可（自動車による営業）等を必要とする飲食物を販売する。

((1)～(4)共通・注意事項)

- ・ 募集は 30 ブース程度とし、希望者多数の場合は、「6 出展資格」の要件(1)アからエの順で割り当て、決定します。定数を超えることとなるグループでは、抽選を行い決定します。
- ・ 原則、1 事業者が利用できるブースは 1 つとします。
- ・ 出展者決定後、出展者都合による出展キャンセル、出展ブース数の変更はいたしかねます。

8 ブース内容

(1) テント

約 2 間 (3.6m) × 3 間 (5.4m) のテント 1 張分の単位を 1 ブースとします。

(2) 備品

小間台、テーブル、パイプ椅子は、様式 2 の備品内容に記載されている数量分を主催者が用意いたします。それ以上に必要な場合は各自で持参してください。

(3) キッチンカー

キッチンカー出展については、車両の大きさにかかわらず1台分を1ブースとします。

(4) 設営等

ブース（テント・小間台等）の設営・撤去はすべて主催者が委託する業者が行います。

9 出展協賛金

「2025 商工フェア」は、地域の地場産品の PR や参加店舗それぞれへの顧客定着や「まちのにぎわい」創出を通して、来場者・出展者双方の岡崎への愛着の醸成を図ります。趣旨に賛同しともにイベントを盛り上げていただきたく、出展協賛金を申し受けます。いただいた協賛金については、ブース・電気・音響設備および警備等共益部分など、催事の円滑な開催のための環境整備に活用させていただきますので御理解、御協力をお願い致します。

出展区分	出展協賛金
①飲食ブース(テント)出展	36,000 円～
②物販(テント)出展	
③体験・PR(テント)出展	
④飲食ブース(キッチンカー)出展	

(注意事項)

- ・ 協賛金に上限はございませんが、協賛金の額に応じた取扱いの区別（出展箇所の設定等）はいたしません。
- ・ 催事は少雨決行ですが、警報級の荒天が予測されるとき等中止の判断を行う場合がございます。この場合、出展協賛金の性質上、返金対応は原則行いませんので御承知おきください。
- ・ 公的機関等、出展協賛金を申し受けない場合があります。
- ・ 納入時期や方法については、出展者決定通知後に改めて通知します。
- ・ 商工フェア実行委員会は、インボイス制度の登録はしておりませんので御了承ください。

申込方法・申込後の動き

10 出展申込

出展申込書（様式1）、備品申込書（様式2）、表明・確約書に必要事項を記入し、商工フェア実行委員会宛に提出してください。

※ 募集締切：令和7年7月31日（木）必着（原則メールで）

11 出展箇所の決定

会場設営及び安全かつ円滑な運営を考慮し、主催者がブース出展箇所を決めさせていただき、後日通知いたします。御理解・御了承のうえ、申込みをお願いいたします。

12 今後のスケジュール（予定）

7月31日（木）	出展者募集締切
8月中旬～	当落通知
9月上旬	書類提出①（詳細は出展決定通知時に通知）
10月1日（水）	午後2時～出展者向け説明会
10月上旬	書類提出②（詳細は出展者向け説明会にて通知）
11月1・2日	「2025 商工フェア」当日

当日の注意事項

13 飲食物の販売、提供

- (1) 有料・無料を問わず飲食物の提供を行う出展については、品目ごとに食品営業許可が必要となりますので、必ず岡崎市保健所（生活衛生課 TEL23-6068）で許可を受けてください（すでに取得されている場合及び許可を不要とする品目は除く）。詳しくは保健所へお問い合わせください。
- (2) 許可を受けていないものにつきましては、販売等を中止していただく場合もありますので御注意ください。
- (3) 当日はブース内に出品者が受けた食品営業許可証（事前に写しを提出いただいたものの原本）を掲示し、保健所職員が確認できるようにしてください。
- (4) 火気を使用する場合は、1テントに1個以上業務用消火器が必要となります。またコンロは不燃の台を使う等の処置が必要ですので、詳しくは消防

本部（予防課 TEL21-9859）へお問い合わせください。

14 電気の使用

- (1) 設備の関係上、夜間の電源（コンセント）の使用ができない場合があります。そのような場合、食品等の保管ができませんので、御注意ください。
- (2) 電源（コンセント）については、使用する機器の都合上により不具合が生じた場合、当日の対応ができない場合がありますので、開催前日（10月31日）の午後1時～午後4時に、事前に使用する機器の可否の確認をしていただく予定です。
- (3) ブースによっては100Vを下回る場合もありますので御了承ください。
- (4) 主催者が準備する電源（コンセント）以外に発電機の持込みを希望する場合は、事前に主催者まで相談してください。
- (5) キッチンカーで出展される場合は、御自身で発電機を持参ください。

15 ごみの始末

- (1) 来場者が出すごみ以外は、処理いたしかねます。「2025 商工フェア」内で出たごみ（可燃物、不燃物、ゆで汁・残汁、調理に使用した油等）は全て持ち帰り、適正な処理を行ってください。
- (2) ごみステーション等に出展者がごみを排出した場合、出展をお断りする場合があります（悪質な場合は今後の出展についてもお断りする場合があります）。
- (3) 飲食物等を販売する場合は、来場者用のごみ箱を、ブース内のわかりやすい場所へ設置してください。

16 その他

- (1) 出展者は自店ブース内及び周辺の清掃を責任持って行ってください。
- (2) 盗難、破損、出展物に対する顧客からのクレーム等のトラブルは主催者側では責任を負いませんので、出展者の責任下でお願いします。
- (3) テント上部や前面等、隣接するブースへはみ出さない展示は可としますが、内容を誇大した表示や、ブース前通路への展示は行わないでください（主催者が認めた場合を除く）。
- (4) 出展場所は屋外となります。雨天時の対策は各出展者の方でお願いします。主催者側では来場者用の雨天対策のみとなりますので御了承ください。

- (5) 荒天及び自然災害、その他の原因により開催を中止することがあります。
このような事態に至った場合は、主催者はこれによって生じる出展者等関係者の損害については補償いたしません。各自保険加入等にて対応をお願いします。
- (6) 河川の状況等によっては、開催中であっても催事を中止することがあります。
その際は主催者の指示に従い、2時間以内に撤収を完了させていただきます。
- (7) ブースにおける行列の整理等は各出展者で行って下さい。来場者の通行の妨げや他の出展者の迷惑にならないよう、整理に必要な人員・備品等の手配をお願いします。
- (8) 搬入搬出方法・食品衛生上の注意事項等、主催者が別途行う指示を厳守してください。詳細は出展者向け説明会にて御案内します。
- (9) 「2025 商工フェア」開催中等、主催者が実施するイベント企画等への御協力をお願いすることがございます。ぜひ積極的な御参加をお願いいたします。
- (10) その他要項等に記載のないことについては、商工フェア実行委員会で協議し決定します。

<お問い合わせ・申込み先>

E-mail shoko@city.okazaki.lg.jp

商工フェア実行委員会事務局（岡崎市経済振興部商工労政課内）

〒444-8601 岡崎市十王町二丁目9番地

TEL(0564)23-6210 FAX(0564)23-6213

出展要項関係資料はホームページにも掲載しています。

